

## 品川区地域交通検討会設置要綱

制定 平成26年2月7日 区長決定 要綱第7号

改正 平成27年4月1日 部長決定 要綱第138号

改正 令和元年6月26日 区長決定 要綱第251号

## (目的)

第1条 品川区における地域の需要に応じた住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため品川区地域交通検討会（以下「交通検討会」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2条 交通検討会は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に即した輸送サービスの実現に向けた基本方針に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (4) 交通検討会の運営方法その他交通検討会が必要と認める事項

## (交通検討会の委員)

第3条 交通検討会の委員は、次に掲げる者のうち、区長が任命または委嘱する者とする。

- (1) 品川区長またはその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 住民または利用者の代表
- (5) 道路管理者
- (6) 交通管理者
- (7) 学識経験者
- (8) その他交通検討会が必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長および副委員長)

第5条 交通検討会に委員長および副委員長を各1名おき、委員の互選により選任された者を充てる。

- 2 委員長は、交通検討会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故がある場合は、その職務を代理する。

(運営)

第6条 交通検討会は、委員長が招集する。

- 2 交通検討会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 交通検討会の議事の議決方法は、全会一致を原則とする。これが困難な場合は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 4 やむを得ない理由のため交通検討会に出席できない委員は、同一の団体または機関に属する者を代理人として出席させ、合議および表決を委任することができる。
- 5 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対して交通検討会への出席を求めて意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 交通検討会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第8条 交通検討会は原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- (1) 会議において取り扱う情報が、品川区情報公開・個人情報保護条例（平成9年品川区条例第25号）第8条各号に該当するとき。
  - (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な協議が著しく阻害されるおそれがあると認められるとき。
- 2 交通検討会の非公開の決定方法、公開の方法、その他会議の公開に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

(事務局)

第9条 交通検討会の事務局を都市環境部都市計画課に置く。

(庁内検討会)

第10条 交通検討会に、具体的事項を調査するための組織として、品川区地域交通庁内検討会（以下「庁内検討会」という。）を設置する。

- 2 庁内検討会の運営に関し必要な事項は、都市環境部長が別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成26年2月7日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年6月26日から施行する。